

令和2年8月28日

令和元年度 特別の教育課程の実施状況等について  
～日光市立猪倉小学校 英語科～

|           |          |                |
|-----------|----------|----------------|
| 栃 木 県     |          |                |
| 学 校 名     | 管理機関名    | 設置者の別          |
| 日光市立猪倉小学校 | 日光市教育委員会 | 国・ <u>公</u> ・私 |

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

|           |                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 学 校 名     | 自己評価結果の公表<br>学校関係者評価結果の公表                                                     |
| 日光市立猪倉小学校 | <a href="http://www.nikko.ed.jp/inokura/">http://www.nikko.ed.jp/inokura/</a> |

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

当市における小学校「英語科」の目標・内容は、前学習指導要領で実施されている小学校第5・6年「外国語活動」の目標「コミュニケーション能力の素地を養うこと」、及び内容「英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ること」、「日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めさせること」と同様であるが、6年間をかけて系統性・連続性に留意し反復的に指導しながら目標へと到達させるものである。その素地を活かし円滑な接続に留意して、中学校「外国語科」に取り組むことで、義務教育9年間の目標へと到達させるものである。これらのことから、児童生徒の発達の段階、並びに各教科等の内容の系統性及び連続性を配慮した内容となっている。

また、新学習指導要領の小学校「外国語科」の目標に沿った指導を周知していく必要がある。これまでの「聞く」「話す」を中心に指導してきたことから、「読み」「書き」も含めた5領域の指導や、それに合わせた学習評価（高学年での数値評価）を研究していく必要があることから、特別な教育課程を継続するものである。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

「日光市学校教育基本計画」は、基本理念を「学校・家庭・地域・関係機関が共に考え、協力し、行動して、日光市に生まれ育ったことに誇りをもてる子どもを育てる。」こととし、学校教育の目標を「自己を愛し他者を愛し日光を愛し、「生きる力」と国際社会の一員としてのコミュニケーション能力をもった、力強く未来を切り拓く児童生徒を育てます。」と定めている。

これらの方針を受けて、特別な教育課程による義務教育9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で、豊かなコミュニケーション能力を育み、自分の夢や目標を実現するための様々な課題及び地域や社会が抱える課題を他者と助け合いながら解決しようとする資質・能力の育成を図ることが求められている。基本的方向性は、「小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の創造を目指していく」ことである。特別な教育課程による義務教育9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で、児童生徒一人一人の個性・能力を伸ばしていくことにより、「夢と希望をもち、明るい未来を力強く切り拓ける児童生徒の育

成を図る」こととし、特に次の3点の充実を図ることを目標としている。

- ① 小・中学校の相互理解による学習指導及び児童・生徒指導の充実
- ② 英語教育や国際理解教育の充実
- ③ 郷土愛及び地域伝統文化の推進と継承

この中の②について、小学校から中学校までの一貫した英語教育カリキュラムによる特別の教育課程を編成することにより、英語によるコミュニケーション能力や異文化を理解できる国際性豊かな人材を育成することが可能となる。また、中学校卒業段階までに、英語による日常的コミュニケーションが可能となる人材を育てることが期待できる。このことは、国際観光都市を目指す当市の人材育成の方針を具現化するものとする。

(3) 特例の適用開始日

- ・ 特例の適用開始日 : 平成31年4月1日  
(構造改革特別区域認定による特例の適用開始日: 平成17年4月1日)

(4) 取組の期間

- ・ 変更した取組の開始日: 平成31年4月1日～ 終期: 令和2年3月31日

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ☒ 計画通り実施できている
- ・ 一部、計画通り実施できていない
- ・ ほとんど計画通り実施できていない

(2) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ☒ 実施している
- ・ 実施していない

(3) 実施の効果～学校評価より～

- 「英語の授業で、学んだ英語を進んで使おうとしている。」

児童の肯定的回答 76 %

○成果と課題

- ・ 昨年度と比べて約4%上がった。高度な内容にも慣れてきている様子が授業の様子からうかがえる。研修に取り組み、学級担任がT1としての授業の進め方にも慣れてきたことにより、児童も楽しい雰囲気に取り組めるようになっている。しかし、人前で声を出すことに意欲的でない児童が多く、猪倉小の課題である、「自分の思い・考えを人にわかる、人に伝わるように、伝えようとする力」の育成を、教育活動全体でさらに行っていく必要がある。

○学校関係者評価

- ・ 授業参観をして、授業の内容はいいのに、声が小さかった。恥ずかしがってしまう子もいた。新学習指導要領では発表やコミュニケーション能力がより重視されているので取り組ませてもらいたい。